

をお知らせします。

**福井県** 県当局と県議会事務局に事前相談の上、福井県生協連とKC'sの連名で県議会議長宛に意見書採択の陳情書を2月22日に提出した。3月7日厚生常任委員会で審議。継続審査となった。

**滋賀県** 1月18日、全会派に意見書採択にむけての要請を行った。消費者ネット・しがとKC'sの連名で県議会議長宛に2月22日に陳情書を提出した。

**京都府** 京都消費者契約ネットワークが2月17日に最大会派である自民党に要請を行った。自民党提案で議会で諮る方向ですすめられ、意見書は3月22日の本会議にて全会派一致で採択された。

**大阪府** 1月25日～2月3日に大阪府生協連・全大阪消団連・KC'sが府議会公明党、自民党、民主党の政調会長を訪問して要請行動を実施、趣旨についてご理解をいただいた。その後他会派も訪問し趣旨を説明した。意見書は3月23日の本会議にて全会派一致で採択された。

**兵庫県** 2月20日と21日に全会派を訪問し趣旨を説明、理解をいただいた。各会派からの紹介議員を決めていただいた上で、ひょうご消費者ネットとKC'sの連名で県議会議長宛の請願書を21日に提出した。健康福祉委員会で審議され、意見書は3月22日の本会議にて全会派一致で採

択された。

**奈良県** 奈良県生協連とKC'sの連名で、県当局に意見書採択の要請を2月9日に行った。意見書は3月23日の本会議にて全会派一致で採択された。

**和歌山県** 和歌山県生協連、和歌山弁護士会連名で請願を行った。2月8日より全会派を訪問し、趣旨を説明、理解をいただいた。22日自民党県議団として議会へ提案いただく方向となり、他会派に賛同呼びかけの再訪問を実施した。意見書は3月16日の本会議にて全会派一致で採択された。

全国の集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設を求める意見書採択状況 4月3日現在

2012年2月議会にて採択 2府10県  
青森県、秋田県、山形県、群馬県、千葉県、長野県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
同議会にて継続審査 3県  
岐阜県、福井県、鹿児島県  
2011年12月議会にて採択 1都4県  
東京都、三重県、島根県、長崎県、大分県  
以上 1都2府14県 17議会

詳しい各議会の意見書の内容についてはKC'sホームページをご覧ください。  
(http://www.kc-s.or.jp/report/report2/2012/0329.html)

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

# KC's NEWS

No.37  
2012.4.9

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館2階  
TEL.06-6945-0729 FAX.06-6945-0730 eメール: info@kc-s.or.jp

## 高齢者、子どもをテーマとした消費者セミナーを兵庫と京都で共催

### 2011年度京都消費者問題セミナー 「高齢者ビジネスとその被害PART II」

- ◇日時：2012年3月7日(水) 午後1時30分～3時30分
- ◇場所：登録会館2階(京都市烏丸御池)
- ◇講演内容
  - ①あなたの年金・退職金がねらわれている～だましのテクニックとだまされないテクニック 加藤進一郎さん(弁護士)
  - ②冠婚葬祭ビジネスの落とし穴～互助会積立金を解約すると高額手数料 長野浩三さん(弁護士・京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長)
- ◇主催：京都消費者契約ネットワーク・コンシューマーズ京都・消費者支援機構関西・京都生活協同組合・京都府生活協同組合連合会
- ◇後援：京都府・京都市

3月7日(水)、上記団体と共催で「京都消費者問題セミナー」を開催しました。会場は70人の参加者で、熱気一杯となりました。

高島英弘教授(京都消費者契約ネットワーク理事長)の開会あいさつの後、高齢者ビジネスに関わる問題として「あなたの年金・退職金がねらわれている～だましのテクニックとだまされないテクニック～」をテーマに弁護士の加藤進一郎さんに講演いただきました。「未公開株の詐欺事案」を例に悪徳業者への責任追及ができない事情として



KCCNを紹介する長野事務局長

「ダミーの会社で取締役のアフリカ人が何人も同じ様式の印鑑を使用して登記されている」との説明や、損をした人の「お金を取り戻したい」心理について、株の「希少性」や「社会に貢献している」などの紹介で会社を信用させ2次被害にあわせる手口が紹介されました。

また、京都消費者契約ネットワーク(KCCN)の理事・事務局長の弁護士長野浩三さんから「冠婚葬祭ビジネスの落とし穴～互助会積立金を解約すると高額手数料～」と題して 冠婚葬祭互助会としてセラマ(株)が行ってる積立金の解約条項の不当性を紹介し、消費者団体訴訟制度を活用した差止訴訟で勝訴したことが紹介されました。また、集団的消費者被害回復制度についての説明もあり、セラマ(株)の事案は対象事案となるので解約条項の無効が確定し、新制度が導入されたら被害回復を行っていく考えを示されました。

会場からの発言として、KC'sから榎理事長が「KC'sの紹介と差止活動について」の報告を行いました。

### ひょうご消費者セミナー2011 「携帯・ゲーム機・インターネットに潜む危険～大切な子どもが傷つかないために～」

- ◇日時：2012年3月14日(水) 午前10時～12時30分
- ◇場所：兵庫県農業共済会館7階(神戸市中央区)
- ◇講演内容
  - ①講演：「携帯・ゲーム機・インターネットに潜む危険～大切な子どもが傷つかないために～」 講師：篠原 嘉一さん(兵庫県情報セキュリティサポーター)
  - ②「新たな消費者被害救済制度について」 寸劇：大阪大学「劇団ちやうかちゃん」 解説：川戸周平さん(KC's検討委員会副委員長)
- ◇主催：主催：コープこうべ、兵庫県生協連合会、消費者支援機構関西、ひょうご消費者ネット
- ◇後援：兵庫県・神戸市

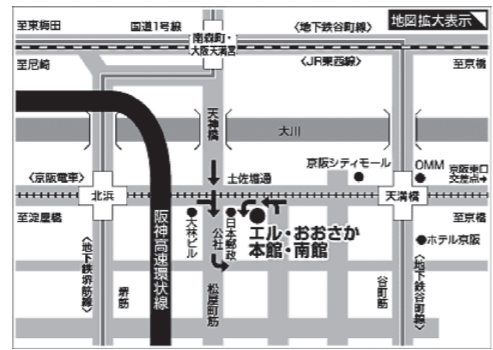
3月14日(水)、上記団体と共催で「ひょう

### 行事のご案内

## 2012年度通常総会&記念シンポジウム

- ◇日時：2012年6月30日(土) 13:30～17:00
- ◇会場：エルおおさか 本館708会議室 (地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅から徒歩300m)

- ◇内容
  - 第1部：2012年度通常総会
  - 第2部：記念シンポジウム「新しい消費者救済制度とKC'sの役割」(予定)  
2012年度通常国会に「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」が提案される予定となっています。記念シンポジウムでは、この制度が導入されたら具体的にどうなるか消費者、事業者各々の視点で考え、イメージを持っていただける内容とします。また、同制度を担っていくKC's(適格消費者団体)の役割を考えます。
- ・KC's差止請求活動のまとめ
- ・「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の概要説明
- ・パネルディスカッション など
- ◇記念シンポジウムは会員以外の方でも参加大歓迎です。(参加無料・定員100名)
- ◇お問い合わせ・参加申込みはKC's事務局までお願いします。(電話06-6920-2911、Eメールinfo@kc-s.or.jp)





「ご消費者セミナー 2011」を兵庫県農業共済会館において開催しました。会場は105人の参加者で、今回の学習テーマの関心の高さが伺えました。

KC's 榎彰徳理事長の開会のあいさつの後、第1部では、兵庫県情報セキュリティサポーター篠原嘉一さんより講演をいただきました。携帯電話で撮った写真は携帯コード番号、撮影日、GPS位置情報が記録されており写真を送信するとその情報が相手に伝わります。趣味の会などのサイト利用時に書き込みにより個人情報などが漏れていきます。ネットワークゲームでプレイ相手から呼び出されトラブルに子供が巻き込まれる被害が増えています。そのために携帯電話、ゲーム機の利用の際には「自分のこと家族のこと」を共有サイトへの書き込みはさけること。携帯電話で撮った写真データは知らない相手に送らないこと。などの注意が必要なことを実例をあげて話され参加者は驚きながらも真剣に聞き入っていました。第2部として「集団

的消費者被害回復制度」について学習しました。まず大阪大学「劇団ちゃうちゃわん」が掛け合い漫才にて「ワンクリック詐欺」「キャッチセールス」「消費者団体訴訟制度」をわかりやすく伝えてもらいました。また、KC's 検討委員会副委員長の川戸周平さんに「集団的消費者被害回復制度」について、これまでの制度との比較、制度についての説明や対象となる事案などを詳しく解説いただきました。また、早期の制度創設を呼びかけました。

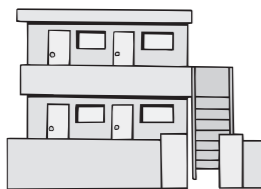


あいさつを行うKC's 榎理事長

### この間の差止裁判・申入れ活動

(1) 民間賃貸住宅業者(株)明来と家賃債務保証会社日本セーフティー(株)に対して、不当な「追い出し条項」を含む契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の進捗状況。

2012年1月25日大阪地裁において(株)明来と日本セーフティー(株)に対する訴訟の第1回期日が行われ、原告代表者として榎理事長が意見陳述を行いました。意見陳述では①消費者相談の上位に家賃債務保証業者、賃貸住宅管理業者、賃貸事業者などによる「追い出し」被害が目立っていること。②解雇や賃金の切り下げのために、心ならずも家賃の支払いに困る被害者層に対して「追い出し屋」は1回でも家賃を滞納すれば、借り主に矢のような督促を行っていること。③不当な取り立て行為を禁止した追い出し屋規制法案が昨年国会会期切れで廃案となりましたが賃借人の居住の安定を図る必要性、などを訴えました。第2回期日は(株)明来は3月12日、日本セーフティー(株)は3月21日に行われました。次回期日の予定は(株)明来は4月25日、日本セーフティー(株)は5月7日です。



(2) 2012年2月27日NTT西日本(株)が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について要請書を送付し、3月22日付回答を受領しました。

NTT西日本(株)が提供している光回線を利用したサービス「フレッツ光」に関する契約について代理店による訪問や電話により消費者に大規模な勧誘がされており「解約」「電話勧誘」「説明不足」などの苦情・相談が多く寄せられ深刻な消費者被害となっています。



しかし、NTT西日本(株)「フレッツ光」のような電気通信事業者が行うサービスについては、特定商取引法の適用対象外とされており、そのことがさらに問題の解決を困難にしています。契約内容が決して単純とは言えないこれらのサービスに関する契約の場合、電気通信事業者であっても、特定商取引法の規定に則り、クーリングオフや再勧誘禁止など、消費者の利益擁護に対し十分な配慮が必要だとKC'sは考え2月27日付「要望書」を同社に対して送付していました。3月23日同社よりそれに対する「ご回答」が届きました。

(3) 2012年3月28日付で英会話教室を運営する(株)ECCに対して「申入れ終了のご通知」を送付しました。

2011年3月29日から外国語学習講座の契約内容や受講生に対する交付書面等について「月謝払制にしている契約について受講期間が2か月を超える場合、特定商取引法の法定書面の作成交付やクーリングオフの導入など」を求めてお問い合わせや申入れを行ってきました。一部見解の相違があるものの、申入れの趣旨に従った相当な改善がなされたことを評価し、申入れの趣旨は達成されたものと判断して、同社に対して「申入れ終了のご通知」を送付し申入れ活動を終了しました。

(4) 2012年3月28日付でスーパー成功者育成講座を運営する(株)サンクチュアリに対して「要請活動終了通知」を送付しました。

「スーパー成功者育成講座」の中途解約規定等について、消費者契約法、その他の法律に反していないか検討を始め2011年12月26日から「質問書」「回答書」のやりとりをしました。

回答書において、同社は、受講契約書を変更した際に、変更箇所等につき各会員への周知方法を適切に行ない、誠実に対応するとし、口頭やメールにより周知されたとの回答を得ましたが、8月に変更した契約の周知は、変更後5か月以上経過した後となっています。

同社のこれまでの回答並びに今回の回答書を精査いたしました。同社との間で見解の相違が埋らず、要請に対して適切な対応をされる可能性は少ないと判断し、一旦、同社に対する要請活動を終了することとしました。



### KC'sの主な活動エリアの2府3県議会で新たな消費者被害救済制度の早期実現を求める意見書が採択されました。

現在、消費者庁などで法制化に向けて検討がすすめられている「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」は、被害者に代わって新制度により認定を受けた「特定適格消費者団体」が事業者の違法性を立証し、訴訟に参加した被害者に対して被害回復をはかるため、消費者にとって労力の面でも費用の面でも現行制度より負担が

(5) 2012年3月29日付でペニーオークションを運営する(株)和来に対して「再申入れ及び再お問い合わせ」を送付しました。

同社の2012年1月13日付「回答書」を検討した結果、以下の内容で再申入れしました。①同社が提供するダイヤモンドオークションのweb画面について「落札価格：6円」「ディスカウント額：2,994円」「ディスカウント率：99.8%」「市場価格：3,000円」などのような表記は、景品表示法10条2号(有利誤認)に該当すること。②利用規約の改定案で「本サービスの内容の仕様の変更」が行われた場合や「本サービスの譲渡」について「1か月前に通知することにより」「利用者に損害または不利益が生じたとしても、一切責任を負わない」としています。結局消費者が発生した損害についての責任を全部免除しているのであれば消費者契約法8条違反の問題は解消されていないこと。その他、同社のオークションの実情等について再お問い合わせをしています。回答期限は4月27日です。



(6) 2012年3月28日付で関西大学生協同組合に対して加入出資金と共済掛金についての「要請活動終了のご通知」を送付しました。

2011年度関西大学生協同組合の加入案内に「加入申し込み時に共済申し込みを同時に」と記載があり、その上で加入出資金と4年間の共済掛金を合計した振込用紙のみを配布していた件について、加入希望者が共済も併せて加入しなければならないと誤認するのではないかとのお問い合わせを送付しました。その後、同組合の振込用紙等について改善がはかられましたので要請活動を終了することを同組合に通知しました。

軽減される画期的な制度です。2012年2月府県議会での早期実現を求める意見書採択にむけた取り組みでは会員団体への支援や協働の活動を行いました。各府県の取り組み状況

